浜田市建築物耐震改修促進計画（概要版）

平成29年度～平成37年度　**建築物の耐震化率90%に向けて**

計画策定の背景

阪神・淡路大震災での被災状況写真

阪神・淡路大震災記念
人と未来防災センター
提供

平成７年の阪神・淡路大震災で亡くなられた方の約 90%は、家屋、家具の倒壊による圧迫死であったと言われています。そして倒壊した建築物の多くは、旧耐震基準で建てられたものであったとの調査結果が出ています。

近年、わが国では東北地方太平洋沖地震や熊本地震及び鳥取県中部地震などの大地震が頻発しており、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあります。

今後、地震被害による被害を最小限に抑えるために、早急に住宅・建築物の耐震化を進め、地震災害に強い安全で安心な街づくりを目指します。

計画の概要

目的及び計画期間	震災による被害から、市民の生命・財産を保護し、生活環境の保全に役立てるため、建築物の計画的な耐震化を促進することを目的とします。 計画期間は、平成 28 年度の改正により平成29 年度から平成 37 年度までとします。
対象区域・対象建築物	浜田市全域を対象区域とし、建築基準法の耐震基準が改正される前の昭和 56 年５月 31 日以前に建築された住宅及び特定建築物を優先して耐震化を促進していきます。

想定される地震の規模

浜田市沿岸地震における震度分布

出典：島根県地震想定被害調査報告書（平成 24 年６月）

現在、島根県では今後起こりうる想定地震として県内９箇所を想定しています。浜田市においては、太田市西南方、浜田市沿岸、弥栄断層帯、浜田市沖合の４つの地震による被害が大きく、特に浜田市沿岸の地震による被害が最も大きいことが想定されています。

浜田市沿岸を震源とするマグニチュード 7.3 規模の地震が発生した場合、浜田市の一部で震度 7 の揺れを観測し、地震による揺れや急傾斜地崩壊などで、全壊約 1,400 棟、半壊約 4,900 棟の建物被害が発生し、建物倒壊や火災延焼により死者約 90 人、負傷者約 800 人が発生すると想定されています。（想定日時：冬の平日 18 時頃）

浜田市の沿岸地震で想定されている被害状況（想定日時：冬の平日 18 時頃）

種別	被害項目	被害単位	被害状況	種別	被害項目	被害単位	被害状況
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	856	人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	17
		半壊数(棟)	3,689			負傷者数(人)	261
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	55		急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	18
		半壊数(棟)	122			負傷者数(人)	341
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	447		屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	0
		半壊数(棟)	1,044			負傷者数(人)	6
	被害合計	全壊数(棟)	1,358		ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	1
		半壊数(棟)	4,855			負傷者数(人)	16
地震火災	出火	出火件数(件)	10		火災による死傷者	死者数(人)	52
	延焼	焼失棟数(棟)	1,490			負傷者数(人)	175
					被害合計	死者数(人)	88
						負傷者数(人)	799

出典：島根県地震想定被害調査報告書（平成 24 年６月）より抜粋

建築物の耐震化の現状及び目標

市内の住宅及び特定建築物の耐震化率の現状は下図のとおりです。平成 37 年度の住宅の耐震化率の目標は県の基本方針に従い 90%とします。ただし、市有建築物のうち特定建築物に該当するものについては、防災上重要な建築物が多く、市が率先して耐震化を図る必要があることから、耐震化率 95%を目標としていきます。

浜田市建築物耐震化率一覧表（H28 年度末時点）

項目	内訳	H20（計画策定時）	H23（中間見直し）	H28
住宅※4		耐震化率：74.3%※1 住宅数：23,930 戸 耐震性有：17,770 戸	耐震化率：75.6%※2 住宅数：23,870 戸 耐震性有：18,048 戸	耐震化率：80.4%※3 住宅数：24,031 戸 耐震性有：19,320 戸
特定建築物（第１号）※5	全体	60.8%	62.2%	89.5%
	民間	耐震化率：76.6% 全数：94 棟 耐震性有：72 棟	耐震化率：80.2% 全数：101 棟 耐震性有：81 棟	耐震化率：86.7% 全数：98 棟 耐震性有：85 棟
	市有建築物	耐震化率：50.0% 全数：138 棟 耐震性有：69 棟	耐震化率：50.0% 全数：138 棟 耐震性有：69 棟	耐震化率：93.2% 全数：73 棟 耐震性有：68 棟
特定建築物（第２号）※6		耐震化率：50.0% 全数：8 棟 耐震性有：4 棟	耐震化率：50% 全数：8 棟 耐震性有：4 棟	耐震化率：50% 全数：8 棟 耐震性有：4 棟

※1　H20（計画策定時）における住宅の耐震化率は、H23（中間見直し）時において、H20 計画策定以後に公表された H20 年「住宅・土地統計調査」結果を使用して、推計しなおしたものです。

※2　H20 年「住宅・土地統計調査」、浜田市助成制度を利用した耐震化事業の実績等を考慮し、H23 年度末における耐震化率を推計したものです。

※3　H25 年「住宅・土地統計調査」、浜田市助成制度を利用した耐震化事業の実績等を考慮し、H28年度末における耐震化率を推計したものです。

※4　居住世帯のある一戸建、長屋、共同住宅を対象としています。

※5　現行の建築基準法などの耐震関係規定に適合しない建築物のうち、多くの人が利用する一定規模以上の施設を指し、学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店、事務所などが該当します。

※6　火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって、政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物が該当します。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策・耐震化に関する啓発及び知識の普及

住宅・建築物所有者の耐震化への取り組みを支援するため、市は、国・県及び建築関係団体等と連携し、耐震化に関する情報提供など耐震化を促進するための総合的な取り組みを行います。

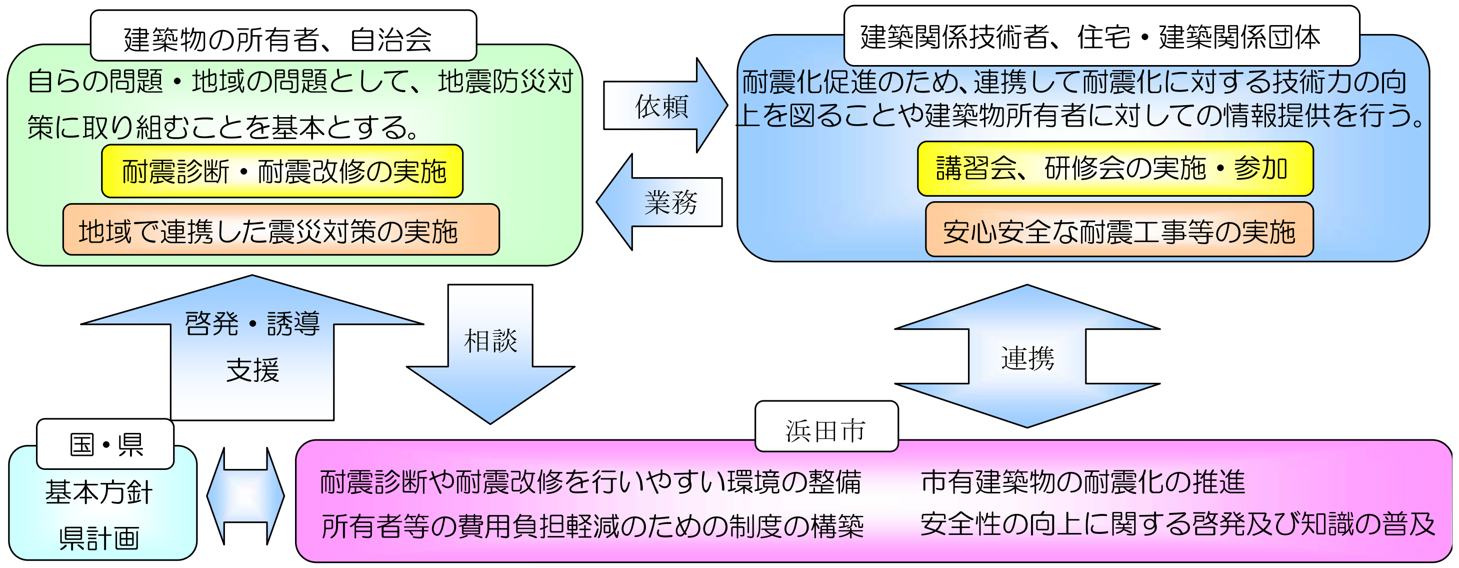

目標達成のため、様々な施策により耐震化を促進します。

耐震改修について、知りたい、相談したいのですが・・・？	・地震に対して安心できる住まいの提案等を掲載したリーフレットを相談窓口（建築住宅課、総務課）に設置し、相談も窓口で受けます。
リフォームを考えていますが・・・？	・リフォームに合わせた耐震改修のメリットを、建築関係団体と協力して紹介します。
耐震診断・耐震改修を実施したいのですが・・・？	・木造住宅を対象として費用の一部を助成します。 ・耐震改修をすることにより所得税額の控除や、住宅に対しては固定資産税額の減額を一定期間行います。
改修以外に地震に対して対策はありますか？	・家具の転倒防止対策、ブロック塀の倒壊対策、窓ガラス等の落下防止対策などがあります。

耐震改修など、住宅・建築物の耐震化についての相談窓口を設置します。

担当課	担当係	担当内容	連絡先
都市建設部 建築住宅課	建築係 指導係	・耐震診断や耐震改修の補助事業に関する事。 ・建築物相談に関する事 等	TEL:0855-22-2612 内線：561（建築係） 内線：562（指導係）
総務部 安全安心推進課	防災安全係	・地域防災計画に関する事 ・自治会等との連携に関する事 等	TEL:0855-22-2612 内線 337

耐震診断・耐震改修促進のための支援策

（1）浜田市木造住宅耐震化等促進事業補助制度

事業区分	概要	補助内容
耐震診断事業	耐震性の有無について、耐震診断技術者に診断してもらう。	浜田市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、2 階建て以下のものを対象とし、耐震診断技術者が耐震診断を行なった住宅に対し、その耐震診断費用の 9 割（上限 60,000 円）を助成する。
補強計画策定事業	耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、補強方法を検討する。	対象経費の 2/3 を助成する。ただし、木造住宅 1 棟あたり 400,000 円を限度とする。
耐震改修事業	策定された補強計画に基づき、耐震改修工事を行う。	対象経費の 23%を助成する。ただし木造住宅 1 棟あたり 800,000 円を限度とする。
解体助成事業	耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、建物全部を解体する。	対象経費の 23%を助成する。ただし、木造住宅 1 棟あたり 400,000 円を限度とする。
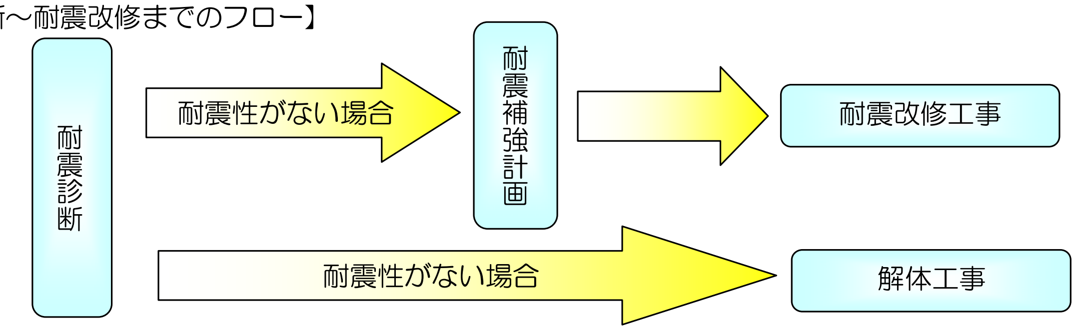
【耐震診断～耐震改修までのフロー】